

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月6日

横浜市契約事務受任者  
磯子区長 高橋 功

1 契約の概要

磯子区滝頭二丁目28番5地先から36番14地先における下水取付管修繕

2 履行(納品)場所

磯子区滝頭二丁目28番5地先から36番14地先まで

3 契約日

令和6年5月27日

4 履行日又は履行期間

令和6年5月27日から令和6年12月11日

5 契約金額

14,080,000円(内消費税及び地方消費税相当額1,280,000円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

(1) 名称 栄産業有限会社

(2) 所在 横浜市磯子区栗木1-6-36

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

磯子区滝頭二丁目において、道路工事中に下水取付管の不具合による空洞箇所を発見しました。現地調査の結果、付近の下水取付管の20箇所に損傷や不具合が確認され、道路陥没を生じる恐れがあり、道路利用者の安全通行確保の観点から即時対応を要すると判断し随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

一般社団法人横浜建設業協会磯子区会長との協議により、磯子区内や当該現場状況を熟知し、安全性、及び早急な応急復旧工事が可能な技術力を有する、栄産業有限会社を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

横浜市磯子区磯子土木事務所